

笛吹川都市計画道路の変更（笛吹市決定）

様式10

笛吹川都市計画道路中3・5・3号ほかを次のように変更（廃止）する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・2	石和本通り線	笛吹市石和町川中島	笛吹市石和町八田		1,630m	地表式		12m		全線廃止
	車線の数の内訳						/				
	構造形式の内訳										
	その他		全線廃止								
幹線街路	3・5・3	八田線	笛吹市石和町駅前	笛吹市石和町松本		304m	地表式		12m	なし	終点変更 延長変更
	車線の数の内訳		2車線			304m	/				
	構造形式の内訳		全区間			304m	地表式				
	その他		廃止区間は未整備である終点側の716m								
幹線街路	3・5・4	鵜飼橋松本線	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町市部		164m	地表式		17,12m	なし	終点変更 延長変更
	車線の数の内訳		2車線			164m	/				
	構造形式の内訳		全区間			164m	地表式				
	その他		廃止区間は未整備である終点側の1,186m								

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

## 理由

### 【石和本通り線】

本路線について、石和温泉駅前通り線から、石和町市部、川中島地内を通る地域内の東西方向の幹線的な役割の道路として昭和37年3月28日に都市計画決定されたが、現在に至るまで整備着手はしていない。

その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。

本路線は、都市計画マスタープランにおいて、市街地における脆弱な道路網を強化するために、地区レベルにおける補助幹線の道路の役割としている。都市計画道路見直し素案において、本路線の必要性について検討したところ、本路線を整備する場合、県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」が計画区域内にあり整備が非常に困難であることや、重複する現道がなく、整備にあたり、既存住宅の移転が多く発生するため住民の流出が懸念される。本路線を整備しない場合において、交通量推計の結果、並行路線となる市道2-12号線、2-13号線は大きな混雑はなく、既存道路により交通容量は十分満たしている。このことにより、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たし、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低く、新たに整備する必要性が低いことから都市計画決定を廃止する。

### 【八田線】

本路線については、石和温泉駅前通り線から、川中島の温泉街へ抜ける東西の路線として地区レベルにおける補助幹線的な役割の道路として昭和37年3月28日に都市計画決定された。その後路線の一部について、平成3年3月15日に都市計画決定された石和温泉駅前区画整理事業に併わせ整備が行われた（整備距離304m）。

その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。

本路線は、都市計画マスタープランにおいて、市街地における脆弱な道路網を強化するために、東西を連絡する地域の補助幹線道路の役割として位置付けている。都市計画道路見直し素案において、本路線の未整備区間における必要性について検討・検証したところ、整備を実施した場合、現道がなく、既存街区が斜めに分断されてしまう区間があり、地域コミュニティへの影響が懸念されること、現道重複部分については、道路拡幅により沿道の宿泊施設や店舗等の移転が生じ、商業機能の低下、市の産業への影響が懸念される。

未整備区間を整備しない場合、現道の沿道にある宿泊施設、店舗等に移転が生じないため、本市の中核である市街地の、観光、商業業務機能の維持・継続が可能となる。また、交通量推計の分析結果から、並行路線となる市道1-5号線の混雑度が非常に低く、代替路線として交通容量を十分に満たし機能することが検証された。

これにより、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低く、代替路線となる1-5号線が、道路ネットワークの機能を十分満たしているため、未整備区間を新たに整備しても交通量が見込めないことから、同区間を「廃止」とする。なお、交通需要への対応として市道1-5号線については、歩道整備等道路拡幅を行う予定としている。

## 【鵜飼橋松本線】

本路線については、石和町松本地内の国道140号線（かりさか道）から、JRを横断、石和町八田地内を經由、国道411号線（市部通り線）と交差し石和町市部鵜飼橋（笛吹川）へ抜ける南北の幹線路線として昭和37年3月28日に都市計画決定された。平成7年9月に市部通り線（国道411号）の都市計画変更が行われ、同路線の事業化と併せH10. 6. 18に都市計画変更（幅員）を行い一部整備が行われた（整備距離164m）

その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。

本路線は、都市計画マスタープランにおいて、地域の骨格路線の機能強化を図る必要性があるとして、市街地の南北を連絡する地域の幹線的道路として位置付けている。都市計画道路見直し素案において、本路線の必要性について検討・検証したところ、本路線を整備する場合、JR中央線を跨ぐことによる事業期間、事業費の増大、一級河川第2平等川への新たな橋梁設置、県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」が計画区域内にあるため整備が非常に困難であることや、重複する現道がなく、整備実施にあたり、JR中央線を挟んだ山崎地区においては既存住宅が多く存在し、地域コミュニティが分断され、かつ住宅移転が多く発生することが想定されるため多くの住民の流出が懸念される。

また、未整備区間を整備しない場合の交通量推計の結果から、並行路線となる県道石和温泉（停）松本線、市道1-8号線、2-8号線が代替路線として十分に機能することが検証された。これにより、交通容量は十分満たしており、交通量推計においても混雑の発生はなく、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低いことから未整備区間を廃止する。なお、代替機能を有する県道石和温泉（停）松本線、1-8号線については、これまでに石和温泉駅前土地区画整理事業や労報橋架け替えにより一部拡幅整備が行われているが、今後の交通需要への対応として、計画変更後、未整備区間の道路拡幅を行うこととしている。

【笛吹川都市計画道路変更新旧対照表】

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・2	石和本通り線									
	車線の内訳										
	構造形式の内訳										
	その他		全線廃止								
幹線街路	3・5・3	八田線	笛吹市石和町駅前	笛吹市石和町松本		304m	地表式		12m	なし	終点変更 延長変更
	車線の内訳		2車線			304m					
	構造形式の内訳		全区間			304m	地表式				
	その他		廃止区間は未整備である終点側の716m								
幹線街路	3・5・4	鵜飼橋松本線	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町市部		164m	地表式		17, 12m	なし	終点変更 延長変更
	車線の内訳		2車線			164m					
	構造形式の内訳		全区間			164m	地表式				
	その他		廃止区間は未整備である終点側の1, 186m								

〈旧〉

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・2	石和本通り線	笛吹市石和町川中島	笛吹市石和町八田		1,630m	地表式		12m	幹線街路との平面交差2箇所	
	車線の内訳		2車線			1,630m					
	構造形式の内訳		全区間			1,630m	地表式				
	その他										
幹線街路	3・5・3	八田線	笛吹市石和町松本	笛吹市石和町川中島		1,020m	地表式		12m	幹線街路との平面交差1箇所	
	車線の内訳		2車線			1,020m					
	構造形式の内訳		全区間			1,020m	地表式				
	その他										
幹線街路	3・5・4	鵜飼橋松本線	笛吹市石和町市部	笛吹市石和町山崎		1,350m	地表式		17,12m	JR中央線との立体交差1箇所 幹線街路との平面交差3箇所	
	車線の内訳		2車線			1,350m					
	構造形式の内訳		全区間			1,350m	地表式				
	その他										

## 計 画 説 明 書

都市計画区域名	笛吹川都市計画区域	市町村名	笛吹市
件 名	笛吹川都市計画道路の変更（笛吹市決定） 3・5・2号 石和本通り線		
計画の内容	3・5・3号 石和本通り線 <b>【将来推定交通量】</b> ・令和42年 1600台／日 <b>【構造規格】</b> ・B地域（4種3級） <b>【幅員及び車線数】</b> ・W=12m ・車線数 2車線		
理由	<p>本路線について、石和温泉駅前通り線から、石和町市部、川中島地内を通る地域内の東西方向の幹線的な役割の道路として昭和37年3月28日に都市計画決定されたが、現在に至るまで整備着手はしていない。</p> <p>その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。</p> <p>本路線は、都市計画マスタープランにおいて、市街地における脆弱な道路網を強化するために、地区レベルにおける補助幹線的な道路の役割としている。都市計画道路見直し素案において、本路線の必要性について検討したところ、本路線を整備する場合、県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」が計画区域内にあり整備が非常に困難であることや、重複する現道がなく、整備にあたり、既存住宅の移転が多く発生するため住民の流出が懸念される。</p> <p>本路線を整備しない場合において、交通量推計の結果、並行路線となる市道2-12号線、2-13号線は大きな混雑はなく、既存道路により交通容量は十分満たしている。このことにより、現況道路により道路ネットワークの機能を十分満たし、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低く、新たに整備する必要性が低いことから都市計画決定を廃止する。</p> <p><b>【効果】</b>          県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」の保全。          既存住宅の移転が発生しないため良好な住環境が維持される。</p>		
経緯	3・5・2号 石和本通り線 （当初決定：S37.3.28 建設省告示第934号） （都市計画の名称変更：H23.3.24 山梨県告示138号）		

<p>土地利用状況</p>	<p>廃止区間については、第1種住居地域及び第1種中高層住居専用地域が指定されている。同地域は、大規模な商業施設を制限し、居住環境を保全することと、笛吹川沿線の景観形成を維持することを目的として位置づけているため、今回の廃止による用途の見直しは行わない。</p> <p>(廃止予定区間)</p> <p>宅地 約1.3ha  農地 約0.3ha  その他 約0.3ha</p>
<p>課題点</p>	<p><b>【法53条の適用関係】</b>  13件  廃止にあたり都市計画法53条に規定する建築許可、セットバック箇所に対しての説明等が課題となるが、沿線住民には十分な説明を行うことで理解を得られている。</p> <p><b>【反対者について】</b>  なし</p>
<p>その他</p>	





## 計 画 説 明 書

都市計画区域名	笛吹川都市計画区域	市町村名	笛吹市
件 名	笛吹川都市計画道路の変更（笛吹市決定） 3・5・3号 八田線		
計画の内容	3・5・3号 八田線 <b>【将来推定交通量】</b> ・令和42年1700台／日 <b>【構造規格】</b> ・B地域（4種3級） <b>【幅員及び車線数】</b> ・W=12m ・車線数 2車線		
理由	<p>本路線については、石和温泉駅前通り線から、川中島の温泉街へ抜ける東西の路線として地区レベルにおける補助幹線的な役割の道路として昭和37年3月28日に都市計画決定された。その後路線の一部について、平成3年3月15日に都市計画決定された石和温泉駅前区画整理事業に併わせ整備が行われた（整備距離304m）。</p> <p>その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。</p> <p>本路線は、都市計画マスタープランにおいて、市街地における脆弱な道路網を強化するために、東西を連絡する地域の補助幹線道路の役割として位置付けている。都市計画道路見直し素案において、本路線の未整備区間における必要性について検討・検証したところ、整備を実施した場合、現道がなく、既存街区が斜めに分断されてしまう区間があり、地域コミュニティへの影響が懸念されること、現道重複部分については、道路拡幅により沿道の宿泊施設や店舗等の移転が生じ、商業機能の低下、市の産業への影響が懸念される。</p> <p>未整備区間を整備しない場合、現道の沿道にある宿泊施設、店舗等に移転が生じないため、本市の中核である市街地の、観光、商業業務機能の維持・継続が可能となる。また、交通量推計の分析結果から、並行路線となる市道1-5号線の混雑度が非常に低く、代替路線として交通容量を十分に満たし機能することが検証された。</p> <p>これにより、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低く、代替路線となる1-5号線が、道路ネットワークの機能を十分満たしているため、未整備区間を新たに整備しても交通量が見込めないことから、同区間を「廃止」とする。なお、交通需要への対応として市道1-5号線については、歩道整備等道路拡幅を行う予定としている。</p> <p><b>【効果】</b>          未整備区間を整備しないことにより、本市の中核である市街地の、観光、商業業務機能の維持・継続が図られる。</p>		
経緯	3・5・3号 八田線 （当初決定：S37.3.28 建設省告示第934号） （都市計画の名称変更：H23.3.24 山梨県告示138号）		

土地利用状況	<p>廃止区間については、商業地域が指定されている。同地域は、大規模宿泊施設・旅館業・店舗等が集積し、本市の中心観光商業地区として位置づけているため、今回の廃止による用途の見直しは行わない。</p> <p>【廃止予定区間】  宅地 約0.2ha  その他 約0.7ha</p>
課題点	<p>【法53条の適用関係】1件 <small>天野健</small>  廃止にあたり都市計画法53条に規定する建築許可、セットバック箇所に対しての説明等が課題となるが、沿線住民には十分な説明を行うことで理解を得られている。</p> <p>【反対者について】  なし</p>
その他	<p>代替機能を有する1-5号線について整備予定方針あり。</p>



## 計 画 説 明 書

都市計画区域名	笛吹川都市計画区域	市町村名	笛吹市
件 名	笛吹川都市計画道路の変更（笛吹市決定） 3・5・4号 鵜飼橋松本線		
計画の内容	3・5・4号 鵜飼橋松本線 <b>【将来推定交通量】</b> ・令和42年1300台／日 <b>【構造規格】</b> ・B地域（4種3級） <b>【幅員及び車線数】</b> ・W=12m ・車線数 2車線		
理由	<p>本路線については、石和町松本地内の国道140号線（かりさか道）から、JRを横断、石和町八田地内を經由、国道411号線（市部通り線）と交差し石和町市部鵜飼橋（笛吹川）へ抜ける南北の幹線路線として昭和37年3月28日に都市計画決定された。平成7年9月に市部通り線（国道411号）の都市計画変更が行われ、同路線の事業化と併せH10.6.18に都市計画変更（幅員）を行い一部整備が行われた（整備距離164m）</p> <p>その後、令和2年には笛吹市都市計画マスタープランの見直しを行い、都市計画道路の見直しと、都市計画道路関連路線の早期整備を掲げ、令和3年に具体的な計画として都市計画道路見直し素案を作成した。</p> <p>本路線は、都市計画マスタープランにおいて、地域の骨格路線の機能強化を図る必要性があるとして、市街地の南北を連絡する地域の幹線的道路として位置付けている。都市計画道路見直し素案において、本路線の必要性について検討・検証したところ、本路線を整備する場合、JR中央線を跨ぐことによる事業期間、事業費の増大、一級河川第2平等川への新たな橋梁設置、県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」が計画区域内にあるため整備が非常に困難であることや、重複する現道がなく、整備実施にあたり、JR中央線を挟んだ山崎地区においては既存住宅が多く存在し、地域コミュニティが分断され、かつ住宅移転が多く発生することが想定されるため多くの住民の流出が懸念される。</p> <p>また、未整備区間を整備しない場合の交通量推計の結果から、並行路線となる県道石和温泉（停）松本線、市道1-8号線、2-8号線が代替路線として十分に機能することが検証された。これにより、交通容量は十分満たしており、交通量推計においても混雑の発生はなく、周辺道路への影響や環境面に与える影響も低いことから未整備区間を廃止する。なお、代替機能を有する県道石和温泉（停）松本線、1-8号線については、これまでに石和温泉駅前土地区画整理事業や労報橋架け替えにより一部拡幅整備が行われているが、今後の交通需要への対応として、計画変更後、未整備区間の道路拡幅を行うこととしている。</p> <p><b>【効果】</b> 未整備区間を整備しないことにより、県指定文化財（史跡）である「八田御朱印公園」が保全される。 また、既存住宅の移転が発生しないため良好な住環境が維持される。本市の中核である市街地の、観光、商業業務機能の維持・継続が図られる。</p>		

経緯	<p>3・5・4号 鵜飼橋松本線  (当初決定：S37.3.28 建設省告示第934号)  (交差点幅員一部変更 H10.6.9 都計第5-84号)  (交差点幅員一部変更 H10.6.18 石和町告示第62号)  (都市計画の名称変更：H23.3.24 山梨県告示138号)</p>
土地利用状況	<p>廃止区間については、第1種住居地域及び商業地域が指定されている。第1種住居地域が指定されている地域については、現況戸建て住宅、集合住宅、店舗等が立地している。同地域は大規模な商業施設を制限し、良好な居住環境を保全することを目的としているため、今回の廃止による用途の見直しは行わない。また商業地域についても、本市の中心的観光商業地区として一体的な区域指定をしているため用途の見直しは行わない。</p> <p>【廃止予定区間】  宅地 約1.1ha  農地 約0.1ha  その他 約0.2ha</p>
課題点	<p>【都市計画法第53条の適用関係】  許可9件  廃止にあたり都市計画法53条に規定する建築許可、セットバック箇所に対しての説明等が課題となるが、沿線住民には十分な説明を行うことで理解を得られている。</p> <p>【反対者について】  なし</p>
その他	<p>代替機能を有する1-8号線について早期整備予定あり（R5年度より着手）。石和市内部通り線（国道411号）遠妙寺交差点整備済み部分については、市道へ管理移管することとなっている。</p>



